

2021年1月

各 位

日本耐酸壘工業株式会社

不正競争行為差止等請求に関する判決の確定について

日本耐酸壘工業株式会社（本社：岐阜県大垣市、代表取締役：堤健、以下「当社」）に対して、日本精工硝子株式会社（本社：大阪府大阪市、代表取締役：小西慈郎、以下「日本精工硝子」）が不正競争防止法に基づく当社ガラスびん製造・販売行為の差止等及びその行為から生じた損害の賠償を求める訴訟を提起しておりました。

本年9月、下記最高裁決定により当社勝訴の一審判決が確定しましたので、お知らせいたします。

記

大阪地方裁判所平成29年（ワ）第12720号（一審）

- （主文） 1. 原告（日本精工硝子）の請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告（日本精工硝子）の負担とする。

大阪高等裁判所令和元年（ネ）第1635号（控訴審）

- （主文） 1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用は控訴人（日本精工硝子）の負担とする。

最高裁判所第三小法廷令和2年（受）第987号（上告審）

- （主文） 1. 本件を上告審として受理しない。
2. 申立費用は申立人（日本精工硝子）の負担とする。

以上

当社は、公正な自由競争の元での事業活動に努めておりますが、いわれなき侵害行為につきましては必要な措置を講じていく所存です。